2026 年 11 月 20 日

NDC の野心度と高まる適応策の重要性

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
計量分析ユニット　担任
理事　久谷一朗

トルコで COP31 が開催されているが、世界の気候変動対策で有意な進展はあるだろうか。パリ協定に参加する 154 カ国は、2035 年の目標を含む更新 NDC を 2025 年に提出することになっていた。提出の遅れもあったが、2026 年 8 月末時点で 127 カ国から更新 NDC の提出があった。国連の評価によると[1]、それらの目標（各国が無条件で実施するもの）を合算すると、2035 年の世界の GHG 排出量は 2019 年よりも 6%減少する。先進国からの支援提供など条件付きの目標を加えると、9%の削減となる。そして、今世紀半ばにかけて今回提出された NDC の延長線上で努力が続けられると仮定すると、気温上昇は 1.7～2.3℃の範囲になると予測している。

当研究所では、幾つかの国・地域について更新 NDC の野心度を分析している[2]。野心度の高い国・地域の例として、日本や EU、韓国を挙げることができる。これらの国・地域は、当研究所の長期需給見通しのうち野心的な安全保障・気候変動対策を想定する「技術進展シナリオ」と同等かそれ以上の削減目標を定めている。他方で中国の削減目標は、現在の趨勢を延長した「レファレンスシナリオ」と同等でしかない。すなわち、削減対策を加速せずとも概ね達成可能な水準である。インドとロシアに至ってはレファレンスシナリオを大きく上回る排出量を目標にしており、野心度を高める余地は大きい。こうした硬軟入り乱れた野心度の結果、例えば G20 の主要国合計では、更新 NDC の野心度はレファレンスシナリオと同等の水準に留まる。レファレンスシナリオでは 2050 年の気温上昇を 2℃程度と推計しており、1.5℃目標には到底及ばない。頻発する異常気象は気候変動対策を急ぐ方が良いことを示しているが、エネルギーの確保やインフレ対策を優先する世界の現実はそれをままならなくしている。

こうした状況から、適応対策を強化する動きも見られる。欧州委員会は 10 月に「Climate Resilience Law」の案を示した[3]。2030 年に 2℃、2100 年に 4～5℃気温が上昇することを前提とした適応策の枠組みを定めるものである。法案が成立すると、欧州委員会は 2028 年 9 月

[1] https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2026_09.pdf
[2] https://eneken.ieej.or.jp/data/13674.pdf
[3] https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_2244

末までに適応計画を定め、並行して加盟国は 2029 年 6 月末までに自国のリスク評価を、2030 年 12 月末までに適応計画を策定しなければならない。欧州は 2026 年の夏に死者を出す異常な高温を経験したことも、適応策を強化する契機となったようだ。

日本でも気候変動適応法や気候変動適応計画を定めており、緩和策と並行して対策を進めている。この時、適応策にはビジネスとして成立しづらいものが多くあり、公的部門の役割が大切になる。CO_2 の排出量を削減する緩和策では炭素税や排出権取引など民間による取組みを誘導する仕組みがある一方、例えば河川の氾濫を防ぐための堤防設置を民間による独立したビジネスとして成立させることは考えにくい。昨今は自治体の人材不足も言われており、適応策の実施に向けては自治体の能力強化も求められそうだ。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp